

# 群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（概要）

## 虐待から子どもの生命を守り、子どもの権利が十分に尊重される社会へ

次代を担う子どもは、権利の主体として尊重され、守られるべき存在であり、虐待は決して許されるものではなく、虐待の防止は社会全体で解決すべき喫緊の課題です。

虐待をした保護者にも自らの被虐待経験など様々な背景があり、保護者を責めるだけではなく、真の問題解決に向けた支援を県民全体で考えることが重要です。

「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく」、幸福を実感できる社会の実現を目指す必要があります。

群馬県では、虐待から子どもの生命を守り、子どもの権利を擁護することに関し基本理念や施策の基本となる事項を定め、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」を制定しました。

## 条例の概要

### 第1章 総則

- 目的（第1条）
- 定義（第2条）
- 基本理念（第3条）
- 県の責務（第4条）
- 保護者の責務（第5条）
- 県民の責務（第6条）
- 市町村の役割（第7条）
- 関係機関等の役割（第8条）

### 第2章 虐待の未然防止（第9条）

### 第3章 虐待の早期発見及び虐待通告に係る対応等

- 早期発見のための環境整備（第10条）
- 早期対応（第11条）
- 児童相談所の調査等（第12条）
- 情報の共有（第13条）
- 転出又は転入時の情報共有（第14条）
- 警察との連携強化（第15条）
- 医療機関との連携強化等（第16条）
- 地域における活動の推進（第17条）
- 人材育成（第18条）

### 第4章 家族及び社会形態に沿った虐待対応等 虐待への対応及び配偶者に対する暴力への対応の 連携強化（第19条）

社会の変化への対応（第20条）

### 第5章 市町村事業への支援（第21条）

### 第6章 虐待を受けた子ども及びその保護者への 支援等

- 虐待を受けた子どもへの支援（第22条）
- 保護者への支援（第23条）

### 第7章 社会的養護の充実（第24条）

### 第8章 子どもの死因究明等

- 重篤又は死亡事例の検証（第25条）
- 子どもの死因究明（第26条）

### 第9章 雑則

- 秘密の保持（第27条）
- 公表（第28条）

※赤字は本県独自の規定

## 本県条例の特色（独自規定）

### 1. 親権等の濫用禁止

#### 現状・課題

- ・ 不当な親権の主張により、虐待や一時保護を認めないケースがある。
- ・ 子どもは守られるべき存在であるが保護者からの虐待が後を絶たない。
- ・ 県として、子どもの生命・権利を最優先に考え、守り抜くという姿勢を示すことが必要

#### 前文

- 虐待が発生した場合には、必要に応じて**子どもと保護者の分離**や**親権の制限**等に踏み切る必要がある。

#### 第5条

- 保護者は、**親権その他子どもに関する一切の権限を濫用してはならない。**

（裏面に続く）

## 2. 早期対応

### 現状・課題

- ・本県の児童虐待相談は、**11年連続で増加し令和元年度も過去最多を更新(1,799件)**
- ・全国では、平成29年度に65人の子どもが虐待により死亡
- ・児童相談所への通告後、速やかな安全確認を徹底し早期に一時保護の要否を判断することが必要

### 第11条

○児童相談所の所長は、通告を受けた場合には、直ちにその内容に係る調査を行い、市町村及び関係機関等と連携して、**当該通告を受けてから24時間以内に**当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により**安全確認措置**を講ずるよう努めなければならない。

## 3. 社会の変化への対応

### 現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染予防を理由として、児童相談所職員と子どもとの面接や家庭訪問が断られるケースが発生
- ・学校の休校時は、子どもが家にいることで家庭のストレスが増加、また、学校等による見守り支援が困難
- ・児童相談所の業務も社会情勢の変化に的確に対応することが必要

### 第20条

○県は、虐待への対応において、対面によりその家庭を支援することを原則としつつ、子ども及び保護者の利便性の向上並びに児童相談所の業務の効率化を図るため、**インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等**により社会及び地域の変化に対応し、**その時々**の**新たな常識、習慣及び生活様式に**適応した相談体制を整備するものとする。

## 4. 子どもの死因究明

### 現状・課題

- ・「**成育基本法**」の施行（R元.12.1）  
地方公共団体は子どもが死亡した場合、その原因に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずる。
- ・国では、CDR(Child Death Review 予防のための子どもの死亡検証)モデル事業を実施
- ・子どもの予防可能な死亡を減らすことや情報の収集や検証体制を整えることが必要

### 第26条

○県は、子どもが死亡した場合において、その死亡の原因に関する情報を検証し、**効果的な予防対策を導き出し**、及び必要な施策を行うことにより、**子どもの安心して生きる権利の擁護**に努めるものとする。